き 平成23年7月20日(水) 午後6時30分~ ところ 田部原コミュニティーセンター

1. 開会あいさつ

行政区の代表者

議員の代表者

- 2. 出席議員紹介
- 3. 開催趣旨説明
- 4. 議 会 報 告
- 5. 質疑応答
- 6. 意見·提言等
- 7. 閉会あいさつ 議員の代表者

田部原第一区·南会津町議会

本日の出席議員 B班

	議員氏名	出 身 地	所属委員会	各種委員等
1	大桃英樹	田島:田部	総務委員会 議会広報委員会	西部環境衛生組合議会
2	はせがわ こういち 長谷川 耕一	田島:栗生沢	産業建設委員会	田島下郷町衛生組合議会
3	gu と いいち 星 登志 一	田島:長野	文教厚生委員会	西部環境衛生組合議会
4	ぁくっ ラめぉ 阿久津 梅夫	1	産業建設委員会	西部環境衛生組合議会 都市計画審議会
5	〇五十嵐 司	南郷:和泉田	総務委員会 議会運営委員会	西部環境衛生組合議会
6	菅家幸弘	舘岩:湯ノ花	文教厚生委員会 議会広報委員会	広域市町村圏組合議会 西部環境衛生組合議会

報告会の開催趣旨

「地方のことは地方で」という地方分権が進む今、より効率的な行財政運営が求められています。このような中、住民に信頼され民主的なまちづくりを実現するためには、行政と町民との連携がますます重要になってきます。また、これまで以上に地方自治体の自己決定、自己責任が強く求められています。

さらに、我々地方議会の役割は、これまでの審議機能や監視機能の一層の充実に加えて、 対案の提出も含めた政策形成機能の充実などが必要とされております。

一方、広大な地域を有する我が町では、4地域の伝統や文化を大事にし、地域の特性を 最大限活用した均衡ある発展と住民相互の融和を図り、「あなたがいてくれてありがとう」 「本当に住んで良かった」といわれるまちづくりを目指すには、いかに町民の声を町政に 反映していくか。その活動いかんによっては、議会の存在価値が問われることになります。

本町議会では、平成22年第3回定例会において、町民とともに歩む闊達な議会を目指し「南会津町議会基本条例」を制定しました。町民の代表機関として、議会・委員会活動の状況や町政の情報などを地域の方々に報告・説明し、議会活動と町政に対するご意見などを聴く機会として議会報告会を開催しています。

Ⅰ. 議会の報告(1)[23年3月議会定例会]

1. 主な審議議案

議案第7号 南会津町庁舎建設基金条例

(施行日:公布の日)

将来の庁舎建設に向け必要な自己資金を確保するため、本条例を制定し計画的に財源を積み立てるものです。

議案第8号 南会津町地場産品展示販売施設条例

(施行日:平成23年4月1日)

国道 289 号沿いの宮本地区に地元農産物を展示販売する地域振興機能及び観光地などを案内する情報発信機能を併せ持つ観光交流施設を建設したことに伴い、設置条例を制定するものです。

議案第9号 南会津町課設置条例の一部を改正する条例

(施行日:平成23年4月1日)

南会津町役場の行政組織機構改革により、農林土木業務を建設課から農林課へ移管するものです。

議案第10号 南会津町総合支所設置条例の一部を改正する条例

(施行日: 平成23年4月1日)

南会津町役場の行政組織機構改革により、総合支所の総務課と住民課を統合し、町民課とするものです。

議案第11号 南会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(施行日:平成23年4月1日)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、本年4月1日から施行されるのに伴い、 所要の改正を行うものです。主な内容は、非常勤職員に育児休業や部分休業が認められたこと を受け、任用の状況に照らして育児休業等をすることができない職員の範囲を定めるものです。

議案第12号 南会津町奨学資金の貸与に関する条例の一部を改正する条例

(施行日:平成23年4月1日)

南会津町奨学資金の奨学生の決定の手続きにおいて、審査基準に該当する者を全て奨学生として決定することにより、選考委員会の判断を仰ぐ必要が性がないことから、選考委員会を廃止するものです。

議案第13号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例

(施行日:平成23年4月1日)

奨学生選考委員の日当報酬 6,500 円を削除し、伝統的建造物群保存地区保存審議委員を委嘱するため、日当報酬を 6,500 円と定めるものです。

議案第14号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(施行日:平成23年4月1日)

週あたりの勤務時間が少ない再任用短時間勤務職員について、週38時間45分に達するまでは、超過勤務手当の支給対象から除外するものです。

議案第15号 南会津町特別会計条例の一部を改正する条例

(施行日:平成23年4月1日)

老人保険制度が平成20年4月1日から後期高齢者制度へ移行したことに伴い、法令に基づき、平成23年3月31日をもって老人保健特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものです。

議案第16号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例

(施行日:平成23年4月1日)

南会津町立ひかり保育所、荒海保育所及び檜沢保育所を廃止し、南会津町立びわのかげ保育所を設置するものです。

議案第17号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(施行日:平成23年4月1日)

地価等の変動により、占用料の減額について所要の改正を行うものです。

議案第18号 南会津町いきいき同居手当支給条例の一部を改正する条例

(施行日:公布の日)

本事業が事業目的である定住促進の動機付けになっていないことやすでに同居している方からの不公平感があるため、失効機関を1年早め、平成23年3月31日とするものです。

議案第19号 南会津町総合支援センター条例の一部を改正する条例

(施行日:公布の日)

南会津町総合支援センター田島の業務を財団法人田島振興公社へ委託するため、町の設置条例から南会津町総合支援センター田島を削除するものです。

議案第20号 南会津町南郷保健福祉センター条例を廃止する条例

(施行日: 平成23年4月1日)

現在の南郷保健福祉センター、南郷ふれあいセンターを平成24年4月から南郷地域統合保育所として供用開始するにあたり、平成23年度に施設の改修工事を実施することから、施設の設置条例を廃止するものです。

議案第21号 第2次南会津町総合振興計画について

「互いに思いやり、人と自然が優しさに包まれた安心と信頼の町」を目指すべき町の将来像として、平成23年度を初年度とした今後10カ年の第2次南会津町総合振興計画を策定するものです。

議案第22号 第2次南会津町行政改革大綱について

5年後の合併特例による財政優遇措置の期限切れを見据えながら、平成23年度を初年度と する今後の5カ年の第2次南会津町行政改革大綱を策定するものです。

議案第23号 字の区域の変更について

国土調査事業により、平成20年土に調査した高野第1地区について、その一部の字区域を変更するものです。

議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について

- 1. 公の施設の名称 西屋台格納施設
- 2. 指定管理者となる団体の名称 南会津町西町区
- 3. 指定の期間 平成23年4月1日~平成28年3月31日

議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について

- 1. 公の施設の名称 上大屋台格納施設
- 2. 指定管理者となる団体の名称 上大屋台世話人
- 3. 指定の期間 平成23年4月1日~平成28年3月31日

議案第26号 工事請負契約について

- 1. 工事名 田島小学校大規模改造事業(第1校舎)建築主体工事
- 2. 請負金額 153,300,000 円
- 3. 契約の相手方 南会津町 株式会社大桃建設工業

議案第27号 工事請負契約について

- 1. 工事名 田島中学校大規模改造事業(第1期)建築主体工事
- 2. 請負金額 109, 200, 000 円
- 3. 契約の相手方 南会津町 株式会社大橋工務店

議案第28号 工事請負契約について

- 1. 工事名 田島中学校大規模改造事業(第1期)電気設備工事
- 2. 請負金額 50,695,050 円
- 3. 契約の相手方 南会津町 株式会社阿久津電気工事

議案第29号 工事請負契約について

- 1. 工事名 南郷中学校大規模改造事業(体育館)建築主体工事
- 2. 請負金額 97,125,000 円
- 3. 契約の相手方 南会津町 大富土建株式会社

議案第30号 社団法人福島県林業公社造林契約の一部変更について

社団法人福島県林業公社の経営改革を支援するため、次のとおり分収割合を変更するものです。

	変更前	変更後
福島県林業公社	100 分の 60	100分の90
南会津町	100 分の 40	100分の10

- 議案第31号 平成22年度南会津町一般会計補正予算(第8号)
- 議案第32号 平成22年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 議案第33号 平成22年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第34号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 議案第35号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 議案第36号 平成22年度南会津町水道事業会計補正予算(第4号)
- 議案第37号 平成23年度南会津町一般会計予算
- 議案第38号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 議案第39号 平成23年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第40号 平成23年度南会津町介護保険特別会計予算
- 議案第41号 平成23年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
- 議案第42号 平成23年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第43号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第44号 平成23年度南会津町水道事業特別会計予算

平成 23 年第1回南会津町議会定例会で、一般会計と7つの特別会計及び企業会計の予算案が可決されました。

会 計 名	本年度予算額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比 較 (千円)	対前年比 (%)
一般会計	11,424,000	11,460,000	△36,000	△0.3
国民健康保険特別会計	2,178,000	2,311,000	△133,000	△5.8
老人保健特別会計	_	105	△105	皆減
後期高齢者医療特別会計	210,000	212,000	△2,000	△0.9
介護保険特別会計	1,667,400	1,581,000	86,400	5.5
農林業集落排水事業特別会計	152,000	164,000	△12,000	Δ7.3
公共下水道事業特別会計	384,000	379,000	5,000	1.3
簡易水道事業特別会計	627,000	553,000	74,000	13.4
水道事業会計	236,190	219,957	16,233	7.4

Ⅱ. 議会の報告(2)[23年6月議会定例会]

1. 主な審議議案

報告第3号 専決処分の報告について

専決第14号 損害賠償の額の決定並びに和解について

議案第48号 南会津町補助金等審議会条例の一部を改正する条例

(施行日:公布の日)

役場組織の機構改革に伴い、各総合支所の総務課は町民となり、総務課が本庁だけになった ため、文言について所要の改正を行うものです。

議案第49号 南会津町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

前条例に同じ

議案第50号 南会津町税条例の一部を改正する条例

(施行日:公布の日)

地方税法の一部を改正する法律(平成23年法律第30号)が平成23年4月27日に交付されたことに伴い、町税条例の一部を改正するものです。

〈主な改正内容〉

◎東日本大震災の被災者等に係る個人住民税の軽減措置及び固定資産税の軽減措置等を追加するものです。

	① 東日本大震災による住宅や家財等の損失に伴う雑損控除について、平成23
個人住民税	年度住民税での適用を可能とする。
	②東日本大震災により住宅借入金等特別控除対象となる住宅が滅失等をして
	も平成25年度分個人住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。
	東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた
固定資産税	土地については、平成24年度から平成33年度まで住宅用地とみなして課税
	することができる。

議案第51号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例

(施行日:平成23年4月1日)

平成23年4月1日の統合を予定している南郷第一小学校と南郷第二小学校の新しい学校名を「南郷小学校」とするための条例改正です。統合後の学校名については、南郷地域小学校統合委員会において選定し、平成23年第2回南会津町教育委員会で承認されたものです。

議案第52号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町地場産品展示販売施設)

- 1. 公の施設の名称 南会津町地場産品展示販売施設
- 2. 指定管理者となる団体の名称 会津みなみ農業協同組合
- 3. 指定の期間 平成23年7月1日~平成28年3月31日

議案第53号 工事請負契約について

- 1. 工事名 たかつえロッジ建設事業建築主体工事
- 2. 請負金額 93,240,000 円
- 3. 契約の相手方 南会津町 株式会社舘岩工務所

議案第54号 工事請負契約について

- 1. 工事名 南郷地域統合保育所改修事業建築主体工事
- 2. 請負金額 88,410,000 円
- 3. 契約の相手方 南会津町 株式会社星工務店

議案第55号 損害賠償の額の決定並びに和解について

報告第4号 平成22年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 平成22年度南会津町事故繰越し繰越計算書の報告について

議案第56号 平成23年度南会津町一般会計補正予算(第3号)

議案第57号 平成23年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第58号 監査委員の選任について

町監査委員として舘岩地域 楠正次氏の選任について、同意しました。

平成23年請願第2号 東京第一原子力発電所事故に関する請願

平成23年請願第3号 子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断 の実施を求める請願

2. 請願・陳情について

◎請願・陳情の方法

請願・陳情を出すには、次の例により必要事項を記入し、事前に議会事務局に 連絡の上、提出してください。

紹介議員は、請願について1名以上必要です。

陳情は、紹介議員は必要ありませんが、南会津町民に限ります。

南会津町議会議長のあて	平成	年	月	日
請願者(陳情者)の 住 所 氏 名		P		
紹介議員 氏 名		P		
OOOOOOOに関する請願(陳情) 1. 請願(陳情)の趣旨 ————————————————————————————————————				

3. 要望事項・地域事業等の現状について

4. 意見・提言等について